

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1241号)

平成25年12月26日

横情審答申第1241号

平成25年12月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年8月27日港北保護第984号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保護決定調書、初回面接相談票、面接記録票、ケース引き継ぎ書、生活保護法第29条調査の規定による回答、医療要否意見書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート及び開始記録票」の個人情報一部開示決定及び「ケース記録、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い及び扶養届」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「保護決定調書、初回面接相談票、面接記録票、ケース引き継ぎ書、生活保護法第29条調査の規定による回答、医療要否意見書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート及び開始記録票」の個人情報を一部開示とした決定及び「ケース記録、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い及び扶養届」の個人情報を非開示とした決定のうち、医療要否意見書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影並びに別表1に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「保護決定調書、初回面接相談票、面接記録票、ケース引き継ぎ書、生活保護法第29条調査の規定による回答、医療要否意見書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート、開始記録票、ケース記録、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い及び扶養届」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年6月26日付で行った「保護決定調書、初回面接相談票、面接記録票、ケース引き継ぎ書、生活保護法第29条調査の規定による回答、医療要否意見書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート及び開始記録票」の個人情報一部開示決定（以下「処分1」という。）及び「ケース記録、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い及び扶養届」の個人情報非開示決定（以下「処分2」という。処分1及び処分2を総称して以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため本件処分を行ったものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第7号の該当性について

ア 保護決定調書の「訪問格付」欄については、異議申立人（以下「申立人」という。）に対する評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。その内容が申立人の認識と異なる場合、開示すると、福祉保健センターと申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な

執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 初回面接相談票の「相談援助の内容」欄については、相談者に対して口頭で伝えているか、実際に支援等を行ったことで相談者の理解が得られている事柄がほとんどである。しかし、継続相談となる場合などには、面接担当者の評価や診断、判定された内容を含むことがある。本件については、まさしく後者に該当するもので、記載された「相談援助の内容」欄の別表4に示す部分については、申立人に対する評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。その内容が申立人の認識と異なる場合、開示すると、福祉保健センターと申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

ウ 面接記録票、ケース引き継ぎ書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート及び開始記録票の別表4に示す部分については、申立人に対する評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。その内容が申立人の認識と異なる場合、開示すると、福祉保健センターと申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

エ ケース記録票に記載された情報については、申立人から直接聴取した事項、訪問及び面接記録、関係機関等から得た専門職からの情報、担当職員等による評価・判定又は指導助言の内容等の情報が一体となって記載されている。そのため、ケース記録票全体が、申立人に係る評価、診断、判定、指導等に関する個人情報である。また、ケース記録票には、担当職員が関係機関等から聴き取り調査した結果得られた個人情報が一体となったものとして記載されている。これらは、関係機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに関係機関等の協力が得られなくなるおそれが生じること、また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生ずれば、関係機関等及び申立人との信頼関係を損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援等を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第29条の規定による調査について（回答）の調査回答先の取扱い担当者印の印影並びに医療要否意見

書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影を開示することは、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」及び「(9)扶養義務者の状況2」の各欄、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い並びに扶養届は、扶養義務者についての情報であり、開示すると、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることから、本号に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 「一部非開示決定」については、当事者である申立人自身の個人情報非開示であることに納得しかねる。
- (3) 生活保護受給の決定時に近隣嫌がらせを含むストーカー被害を申告したところ、福祉保健センター保護課担当より健康診断の受診を指示され、指定医療機関で受診時にケースワーカーとの面談、通院履歴等のみで、「統合失調症」扱いを受けたため、情報の確認を求める。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務においては、福祉保健センター長は、生活保護申請を受理すると、法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。生活保護事務を進める中では、その給付内容の一つである医療扶助の適正な実施や要保護者の疾病改善に向けての指導援助、さらには傷病を理由とした要保護者の稼働能力の確認を目的として、担当ケースワーカーが当該要保護者の主治医から直接聞き取りを行う病状調査が行われることがある。また、生活保護の決定及び実施に当たり、特に複雑かつ困難な問題を有するケースについての援助方針又は援助方針に基づく具体的な措置内容等について審査検討する場合には、福祉保健センター内の会議としてケース診断会議が開催されている。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、申立人に対して生活保護を実施する上で作成された文書であ

り、保護決定調書、初回面接相談票、面接記録票、ケース引き継ぎ書、法第29条の規定による調査について（回答）、医療要否意見書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート、開始記録票、ケース記録票、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い及び扶養届で構成されている。

このうち、保護決定調書は、生活保護の開始及び変更処理を行った際の調書である。初回面接相談票は、初回の生活相談を行う際に使用し、相談者からの聞き取りを中心とした相談内容等を記録したものである。面接記録票は、生活保護の申請を受理した世帯の相談時の記録を整理したもので、担当ケースワーカーへの引継ぎの記録である。開始記録票は、ケース記録票の一類型で、世帯状況、生活歴、収入状況、資産負債の状況、扶養義務者の状況等の項目別に記録したものである。ケース記録票は、保護開始後の所内面接、保護の決定・変更、要保護者に対する指導指示や援助及び指導方針等の生活保護事務に必要な事項を時系列に記録したものである。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、法第29条の規定による調査について（回答）の調査回答先の取扱い担当者印の印影、医療要否意見書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」及び「(9)扶養義務者の状況2」の各欄の情報、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い並びに扶養届については、条例第22条第3号に該当するとして、保護決定調書、初回面接相談票、面接記録票、ケース引き継ぎ書、就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート、開始記録票及びケース記録票の別表4に示す部分については、条例第22条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。

(3) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

もつとも、本号ただし書では、「ア法令等の規定により又は慣行として本人開

示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、法第29条の規定による調査について（回答）の調査回答先の取扱い担当者印の印影、医療要否意見書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」及び「(9)扶養義務者の状況2」の各欄の情報、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い並びに扶養届について、本号本文に該当し、非開示としたと主張しているので、以下判断する。

ウ 当審査会が見分したところ、法第29条の規定による調査について（回答）の調査回答先の取扱い担当者印の印影並びに医療要否意見書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから本号本文前段に該当する。

開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」及び「(9)扶養義務者の状況2」の各欄の情報（各欄の表題における既定の記載は除く。以下同じ。）、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い並びに扶養届については、申立人の扶養義務者への扶養照会に関する記録や当該扶養照会に係る福祉保健センターと当該扶養義務者とのやりとりの原票であって、当該扶養義務者の氏名、年齢、住所、電話番号及び職業、扶養照会の実施状況、援助の可否等が記載されていることが認められた。これらの情報は、当該扶養義務者の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文前段に該当する。

エ また、実施機関は、別表3に示す部分については、条例第22条第7号の該当性のみを主張して非開示とし、本号の該当性を主張していないが、当審査会は本号の該当性について次のように判断する。

当審査会が見分したところ、別表3に示す部分は、申立人の扶養義務者への扶養照会に関する記録や当該扶養照会に係る福祉保健センターと当該扶養義務者とのやりとりの記録であると認められる。これらの情報は、当該扶養義務者の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報である。また、これらの情報は、当該扶養義務者の具体的な生活状況や申立人に対する心情等であって、個人の機微にわたる情報であると認められるから、

開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。したがって、これらの情報は、その全体が本号本文に該当する。

オ 次に、本号ただし書の該当性について検討する。

医療要否意見書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影について、当該嘱託医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の公務員であって、要保護者の医療扶助を決定し、及び実施するに当たっての専門的判断及び必要な助言指導を行う重要な職責を担っていることが認められる。そうすると、当該職務の遂行に係る情報に含まれる当該嘱託医の氏名については、慣行として要保護者が知ることが予定されているというべきである。

したがって、医療要否意見書の嘱託医の氏名については、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であると認められ、本号ただし書アに該当する。また、嘱託医印の印影については、当該印影が認印のものであることから、氏名に準じて判断することが適当であり、本号ただし書アに該当する。

法第29条の規定による調査について（回答）の調査回答先の取扱い担当者印の印影、開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」及び「(9)扶養義務者の状況2」の各欄の情報、扶養照会出力記録、扶養援助のお願い、扶養届並びに別表3に示す部分については、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 生活保護ケースファイルに係る本号該当性の考え方については、平成21年12月11日の当審査会答申第754号（以下「先例答申」という。）において示しているとおりでである。すなわち、実施機関が生活保護ケースファイルはその全体が申立人に対する評価、診断等に関する情報であるとして、その全部を本号に該当するとして非開示としたことに対し、当審査会は、当該生活保護ケースファイルの内容を次のとおりの5種類の情報に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

- ① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）
- ② 申立人との対応内容
- ③ 医療機関その他関係機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容
- ④ 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容
- ⑤ 申立人に対する指導・援助方針

そして、先例答申では①の情報については、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であること、⑤の情報については、要保護者が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がされ要保護者にとって既知である、又は、担当ケースワーカー等の言動等から容易に推測することができると考えられることなどから、開示しても要保護者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められないとして開示すべきと判断している。他方、②から④までの情報については、開示すると、要保護者の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、要保護者に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、開示しないことができると判断している。

ウ そこで、当審査会は、先例答申における生活保護ケースファイルの分類に照らして、実施機関がその全てが評価、判定等に関する情報であるとして非開示とした別表4に示す部分の本号該当性について、以下のとおり判断する。なお、当該情報のうち、上記(3)で条例第22条第3号本文に該当すると判断した別表3に示す部分については、開示しないことができる情報であるため、改めて本号の該当性を判断するまでもない。したがって、当審査会としては、これらの情報を除いた情報についての本号該当性を判断することとする。

- (ア) 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実

当審査会が見分したところ、別表1の(1)に示す部分は、訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録等であって、客観的に明らかな事実であり、記述の中に作成した担当ケースワーカーの評価や認識が入り込む余地のない情報であるため、申立人の認識と異なるとは考えられない。

したがって、これらの情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当

しない。

(イ) 申立人との対応内容

当審査会が見分したところ、別表2の(1)に示す部分は、申立人との対応内容を記録したものであると認められる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(ウ) 医療機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

当審査会が見分したところ、別表2の(2)に示す部分は、福祉保健センターが生活保護事務を進める中で、医療機関から協力を得て収集した情報や必要に応じて当該医療機関と調整した経過の記録であって、当該医療機関としては福祉保健センターに提供したこれらの情報や調整内容が要保護者である申立人に開示されるとは想定していないと考えられる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると、福祉保健センターと医療機関との信頼関係が損なわれ、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(エ) 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容

当審査会が見分したところ、別表2の(3)に示す部分は、福祉保健センターが生活保護事務を進めるに当たり、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員の申立人に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであると認められる。

したがって、これらの情報を申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(オ) 申立人に対する指導・援助方針

当審査会が見分したところ、別表1の(2)に示す部分は、福祉保健センターが組織として決定した方針であり、生活保護事務を進めるに当たって要保護者に説明をすべき内容であると考えられるから、要保護者に開示したとしても直ちに要保護者との信頼関係が損なわれるとは認められない。

したがって、これらの情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当

しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示及び非開示とした決定のうち、医療要否意見書の嘱託医の氏名及び嘱託医印の印影並びに別表1に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表1 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした別表4に示す部分のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

(1) 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定・変更に係る記録その他の客観的事実		
	文書名	該当箇所
開始記録票	「(4)収入状況」欄	全て
	「(4)収入状況2」欄	全て
	「(5)資産負債の状況」欄	全て
	「(6)住居の状況」欄	「特記事項、住環境、持ち家の内容等」欄の全て
	「(8)医療の状況」欄	「受診の有無」、「医療機関名」、「診療科目」、「入院/外来」、「病名(または症状)」及び「通院頻度(入院日)」の各欄の全て
	「3 要否の判定・程度の決定」欄	全て
	「3 要否の判定・程度の決定2」欄	「(1)最低生活費」及び「(2)収入充当額」の各欄の全て
	「5 処遇方針」欄	「根拠」欄の全て
ケース記録票	共 通	職員の個人印の印影及び決裁・供覧欄
	1 頁目	表題における初回支給日の日付、1 行目から10 行目までの全て、13 行目から18 行目までの全て及び21 行目から25 行目までの全て
	2 頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の23 行目から25 行目までの全て及び28 行目の全て
	3 頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の4 行目から6 行目までの全て、17 行目の全て、20 行目の全て、26 行目の全て及び27 行目の全て
	4 頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の10 行目の全て、20 行目の全て、25 行目の全て及び26 行目の全て
	5 頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1 行目の全て、2 行目の全て、5 行目から7 行目までの全て、10 行目から12 行目までの全て、23 行目の全て、24 行目の全て及び27 行目の全て
	6 頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の19 行目の全て及び25 行目の全て

ケース記録票	7頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目の全て、23行目の全て及び28行目から30行目までの全て
	8頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の2行目の全て、3行目の全て、10行目の全て、16行目から22行目までの全て及び28行目から30行目までの全て
	9頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目の全て、10行目の全て、12行目から16行目までの全て、12行目から14行目までの全て、18行目から22行目までの全て及び27行目から30行目までの全て
	10頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の7行目から9行目までの全て、11行目の全て、17行目の全て、18行目の全て、20行目の全て、22行目の全て、27行目の全て及び28行目の全て
	11頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目の全て、10行目の全て、12行目の全て及び14行目の全て
	12頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、29行目の全て及び30行目の全て
	13頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、2行目の全て及び10行目の全て
	14頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の7行目の全て、8行目の全て及び11行目から13行目までの全て
	15頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、2行目の全て、12行目の全て、14行目の全て、15行目の全て及び19行目の全て
	16頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、2行目の全て、4行目の全て、5行目の全て及び8行目から10行目までの全て
	17頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目の全て、3行目の全て、6行目の全て、9行目の全て、14行目の全て及び17行目の全て
	18頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の10行目の全て、16行目の全て、18行目の全て及び24行目の全て
	19頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の10行目の全て、15行目の全て、16行目の全て、19行目の全て、25行目の全て、26行目の全て、29行目の全て及び30行目の全て
20頁目	「日付・項目等」欄の全て並びに「記事」欄の1行目から5行目までの全て及び12行目から14行目までの全て	

(2) 申立人に対する指導・援助方針		
文書名		該当箇所
就労支援プログラム第2号 様式アセスメントシート	「協議での検討内容及び支援方針」欄	4行目の全て
開始記録票	「5 処遇方針」欄	「処遇方針」欄の全て
ケース記録票	10頁目	「記事」欄の3行目の全て及び4行目の全て
	15頁目	「記事」欄の6行目の全て、7行目の全て、9行目の9文字目から17文字目まで、10行目の全て及び11行目の全て
	20頁目	「記事」欄の9行目の9文字目から21文字目まで及び10行目の全て

(注意)

- 1 各文書の様式の枠組み（各欄の表題における既定の記載及び各欄の空白部分を含む。）とケース記録票の各行の空白部分は開示するものとする。
- 2 ケース記録票は、7月5日の記録がある頁を1頁目とする。
- 3 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表2 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした別表4に示す部分のうち、当審査会が開示しないことができると判断した部分

(1) 申立人との対応内容		
	文書名	該当箇所
ケース記録票	1 頁目	19行目の全て、20行目の全て、26行目の全て及び27行目の全て
	2 頁目	「記事」欄の26行目の全て及び27行目の全て
	3 頁目	「記事」欄の1行目の全て、7行目から15行目までの全て、21行目から23行目までの全て及び28行目から30行目までの全て
	4 頁目	「記事」欄の1行目から8行目までの全て、21行目の全て、22行目の全て、27行目の全て及び28行目の全て
	5 頁目	「記事」欄の13行目から22行目までの全て及び28行目から30行目までの全て
	6 頁目	「記事」欄の1行目から12行目までの全て、14行目から16行目までの全て、20行目から22行目までの全て、26行目から28行目までの全て
	7 頁目	「記事」欄の3行目の全て、5行目から11行目までの全て、14行目の全て、15行目の全て、17行目から21行目までの全て、24行目の全て及び25行目の全て
	8 頁目	「記事」欄の1行目の全て、4行目から7行目までの全て、11行目から13行目までの全て及び23行目から25行目までの全て
	9 頁目	「記事」欄の23行目の全て及び24行目の全て
	10 頁目	「記事」欄の1行目の全て及び2行目の全て
	11 頁目	「記事」欄の16行目から18行目までの全て、20行目の全て及び22行目から25行目までの全て
	12 頁目	「記事」欄の3行目から7行目までの全て、9行目から11行目までの全て、13行目から21行目までの全て及び23行目の全て
	14 頁目	「記事」欄の2行目から5行目までの全て
	15 頁目	「記事」欄の4行目の全て、5行目の全て、8行目の全て、9行目の1文字目から8文字目まで、21行目から24行目までの全て、26行目の全て及び28行目の全て
	16 頁目	「記事」欄の11行目から24行目までの全て

ケース記録票	17頁目	「記事」欄の10行目の全て、11行目の全て、19行目から24行目までの全て、26行目の全て、27行目の全て、29行目の全て及び30行目の全て
	18頁目	「記事」欄の1行目から4行目までの全て、6行目から8行目までの全て、11行目から13行目までの全て、19行目から21行目までの全て及び25行目から30行目までの全て
	19頁目	「記事」欄の1行目から7行目までの全て、9行目の全て、11行目の全て、12行目の全て及び20行目から23行目までの全て

(2) 医療機関から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容		
文書名		該当箇所
開始記録票	「(8)医療の状況」欄	「病状、治療見込み、就労の可否等」欄の全て
	「(8)医療の状況2」欄	全て
ケース記録票	13頁目	「記事」欄の12行目から19行目までの全て、21行目から27行目までの全て、29行目の全て及び30行目の全て

(3) 申立人に対する評価・判定・所見及びそれに関する協議内容		
文書名		該当箇所
保護決定調書	「訪問格付」欄	全て
初回面接相談票	「相談援助の内容」欄	2行目の全て
面接記録票	「医療の状況」欄	「※病状等」欄の全て
ケース引き継ぎ書	「世帯の概要」欄	全て
就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート	「就労阻害要因」欄	全て
	「長所」欄	全て
	「就労(求職)状況」欄	全て
	「生活状況」欄	全て
	「支援方針案」欄	全て

	「協議での検討内容及び支援方針」欄	1行目から3行目までの全て
開始記録票	「5処遇方針」欄	「訪問格付」欄の全て
ケース記録票	4頁目	「記事」欄の11行目から13行目までの全て、16行目の全て及び17行目の全て
	9頁目	「記事」欄の15行目の全て及び16行目の全て (図を除く)
	12頁目	「記事」欄の25行目から27行目までの全て
	13頁目	「記事」欄の3行目から5行目までの全て、7行目の全て及び8行目の全て
	16頁目	「記事」欄の26行目から29行目までの全て
	20頁目	「記事」欄の6行目から8行目までの全て及び9行目の1文字目から8文字目まで

(注意)

- 1 各文書の様式の枠組み（各欄の表題における既定の記載及び各欄の空白部分を含む。）とケース記録票の各行の空白部分は開示するものとする。
- 2 ケース記録票は、7月5日の記録がある頁を1頁目とする。
- 3 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

別表3 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした別表4に示す部分のうち、当審査会が条例第22条第3号に該当するとして開示しないことができると判断した部分

文書名		該当箇所
開始記録票	「(2)現況2 (3)生活歴2」欄	全て
ケース記録票	2頁目	「記事」欄の1行目から4行目までの全て及び7行目から20行目までの全て
	14頁目	「記事」欄の17行目の全て、19行目から22行目までの全て及び24行目から28行目までの全て

(注意)

- 1 各文書の様式の枠組み（各欄の表題における既定の記載及び各欄の空白部分を含む。）とケース記録票の各行の空白部分は開示するものとする。
- 2 ケース記録票は、7月5日の記録がある頁を1頁目とする。

別表4 実施機関が本件処分においてその全体が評価、判定等であり、条例第22条第7号に
該当するとして非開示とした部分

文書名		該当箇所
保護決定調書	「訪問格付」欄	全て
初回面接相談票	「相談援助の内容」欄	2行目の全て
面接記録票	「医療の状況」欄	「※病状等」欄の全て
ケース引き継ぎ書	「世帯の概要」欄	全て
就労支援プログラム第2号様式アセスメントシート	「就労阻害要因」欄	全て
	「長所」欄	全て
	「就労(求職)状況」欄	全て
	「生活状況」欄	全て
	「支援方針案」欄	全て
	「協議での検討内容及び支援方針」欄	全て
開始記録票	「(2)現況2 (3)生活歴2」欄	全て
	「(4)収入状況」欄	全て
	「(4)収入状況2」欄	全て
	「(5)資産負債の状況」欄	全て
	「(6)住居の状況」欄	「特記事項、住環境、持ち家の内容等」欄の全て
	「(8)医療の状況」欄	全て
	「(8)医療の状況2」欄	全て

開始記録票	「3 要否の判定・程度の決定」欄	全て（「(1)最低生活費」欄の表題を除く）
	「3 要否の判定・程度の決定2」欄	「(1)最低生活費」及び「(2)収入充当額」の各欄の全て（各欄の表題を除く）
	「5 処遇方針」欄	全て
ケース記録票	1 頁から20頁までの全て	

（注意）

ケース記録票は、7月5日の記録がある頁を1頁目とする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年8月27日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成22年9月3日 (第107回第三部会) 平成22年9月7日 (第176回第二部会) 平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・諮問の報告
平成22年12月9日 (第176回第一部会)	・審議
平成23年2月24日 (第179回第一部会)	・審議
平成23年3月10日 (第180回第一部会)	・審議
平成23年3月24日 (第181回第一部会)	・審議
平成23年5月12日 (第184回第一部会)	・審議
平成23年5月26日 (第185回第一部会)	・審議
平成23年6月9日 (第186回第一部会)	・審議
平成25年7月25日 (第233回第一部会)	・審議
平成25年8月8日 (第234回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年9月12日 (第235回第一部会)	・審議
平成25年9月26日 (第236回第一部会)	・審議
平成25年10月10日 (第237回第一部会)	・審議
平成25年10月24日 (第238回第一部会)	・審議
平成25年11月28日 (第239回第一部会)	・審議